

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項、及び財務規則（昭和 40 年九重町規則第 2 号）第 96 条の規定に基づき公告する。

平成 30 年 10 月 3 日

九重町長 日 野 康 志

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。

電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか九重町電子入札取扱要領（平成 19 年九総第 142 号）による。

第 1 競争入札に付する事項

- 1 工 事 名 平成 30 年度 栗野橋 橋梁補修工事
- 2 工事場所 九重町大字栗野
- 3 工 期 平成 31 年 3 月 15 日
- 4 工事概要 鋼板内注入工 A=142 m<sup>2</sup>  
塗装塗替工 A=1,080 m<sup>2</sup>
- 5 予定価格 55,866,240 円（予定価格×100/108=51,728,000 円）
- 6 最低制限価格 45,520,000 円（税抜き）

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する者であること。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和 39 年大分県告示第 481 号）により、土木工事 A 等級に格付けされ、かつ、特定建設業許可を有する者で、九重町建設工事請負資格に関する規程（昭和 52 年九重町規程第 2 号）に基づく競争入札参加申請書を提出し、競争参加資格を有する者として九重町建設工事競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- 3 公告日から開札期日までの間のいずれかの日にあっても、九重町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（平成 8 年九重町告示第 47 号。以下「九重町指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- 4 公告日から開札期日までの間のいずれの日にあっても、大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置

要領（昭和 60 年大分県告示第 267 号。以下「大分県指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。

- 5 開札期日以前 3 箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- 6 商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。
- 7 以下の暴力団関係者排除対象者に該当しないこと。  
法人等若しくはその代表者（法人にあつては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつては経営に事実上参加している者を含む。）が、次のいずれかに該当する場合
  - ① 暴力団関係者である場合
  - ② 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
  - ③ 暴力団関係者を使用した場合
  - ④ 暴力団関係者と密接な交際等を有している場合※詳しくは「九重町暴力団排除条例」を参照して下さい。
- 8 対象工事に、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定する技術者を配置できること。
- 9 九重町内に本店若しくは営業所（有資格者名簿に、請負契約締結の委任先として記載されている営業所をいう。）を有する者であること。

### 第 3 契約条項等を示す場所及び日時等

#### 1 本公告の交付期間、場所及び方法

(1) 交付期間 平成 30 年 10 月 3 日（水）～平成 30 年 10 月 25 日（木）17 時

(2) 交付担当 九重町役場 総務課

郵便番号 879-4895

大分県玖珠郡九重町大字後野上 8 番地の 1

電話：0973-76-3800（内線 208）

F A X：0973-76-2247

e メール：[soumu@town.kokonoe.lg.jp](mailto:soumu@town.kokonoe.lg.jp)

(3) 交付方法 下記よりダウンロードすること

九重町ホームページ：<http://www.town.kokonoe.oita.jp/>

入札情報サービスシステム(PPI)：<https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/hp/>

## 2 契約条項及び設計図書等の閲覧期間及び場所

- (1) 閲覧期間 平成 30 年 10 月 4 日（木）9 時～平成 30 年 10 月 25 日（木）17 時
- (2) 閲覧場所 電子閲覧（入札情報サービスシステム（P P I）よりダウンロードして下さい（**必須です**）。）

※なお、何らかの理由で電子閲覧ができない場合は、総務課契約検査管財グループ（九重町役場 2 階 総務課）に相談下さい。（電子媒体での販売を行います。販売金額は C D - R O M 1 枚で 300 円となります。）

## 3 設計図書等に対する質問書の提出期間、場所及び方法

- (1) 提出期間 平成 30 年 10 月 4 日（木）～平成 30 年 10 月 18 日（木）  
9 時から 17 時まで（土日祝日除く）
- (2) 提出場所 九重町役場総務課
- (3) 提出方法 公告等に質問がある場合は、(1) の期間内に、(2) の部署へ書面をメール、F A X 又は持参し提出すること（任意様式）。口頭では受け付けません。

## 4 質問回答書の閲覧期間及び場所

- (1) 閲覧期間 質問書の提出があった日の翌々日から平成 30 年 10 月 25 日（木）
- (2) 閲覧場所 九重町ホームページにて掲載

## 第 4 競争入札参加資格確認申請書の提出等

- 1 この入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 提出期間 平成 30 年 10 月 4 日（木）～平成 30 年 10 月 22 日（月）17 時まで
- (2) 提出方法 申請書（様式 1）及び誓約書は、原則、電子入札システムにより提出すること。**（ファイルは、PDF 形式で保存されたものに限る。）**

※紙入札で参加しようとする場合は、「紙入札方式参加届出書」（様式第 2 号）を事前に持参し、承認を得たうえで申請書及び誓約書を（1）の期間内の平日 9 時～17 時までに提出すること。

- 2 他の工事を受注した場合等、対象工事に技術者（建設業法第 26 条に規定する技術者をいう。以下同じ。）を確実に配置することができると判断できない場合は入札してはならず、他の工事を受注したことにより技術者を配置することができないにもかかわらず入札をした場合においては、九重町指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- 3 競争参加資格は、開札後に審査、確認する。

## 第 5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- 1 入札保証金 免除
- 2 契約保証金 納付（契約金額の 100 分の 10 以上）

ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。又、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

## 第6 入札及び開札期日等

### 1 入札書の提出期間及び方法等

(1) 提出期間 平成30年10月23日(火)9時～平成30年10月25日(木)17時まで

(2) 提出方法 原則、電子入札システムにより提出

※紙入札で参加する場合は「入札書」(第56号様式)を封書にし、(1)の期間内の平日9時～17時までに持参し提出すること(開札日時等は2による)。

なお、代理人が入札を行う場合は「委任状」を提出すること。

(3) その他

ア 入札に際し、入札価格に合致した工事費内訳書を提出すること。なお、作成にあたっては、別紙の「工事費内訳書の作成について」に留意すること。

① 工事費内訳書の様式は「入札情報サービスシステム(PPI)」に添付している「工事費内訳書様式」をダウンロードして作成し、電子入札システムにて提出すること。

(ファイルは、PDF形式で保存されたものに限る。)

② 工事費内訳書を提出しない者のした入札、及び工事費内訳書の記載内容に不備(入札価格と合致しない場合を含む。)がある者のした入札は無効とする。

③ 提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

イ 入札にあたっては、別紙の「入札にあたっての注意事項」を遵守すること。

### 2 開札期日等

(1) 開札日時 平成30年10月26日(金)9時

(2) 開札場所 九重町役場2階 総務課

(3) その他 開札の立会いは九重町電子入札取扱要領による。

なお、代理人が開札に立ち会う場合は「委任状」を提出すること。

### 3 競争参加資格の事後審査及び落札決定等

開札後、落札者の決定を保留し、後日、入札者の競争参加資格を確認したうえで落札者の決定を行う。

(1) 競争参加資格の審査は、予定価格、最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者(以下「最低価格入札者」という。)について行い、競争参加資格を満たしていると確認した場合は、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合は、予定価格、最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認したうえで、次順位者を落札者とするものとする(次順位者が競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続を行う。)

なお、落札者となるべき最低価格入札者若しくは次順位者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

(2) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して3日(土曜日、日曜日及び祝日の休日は含まない。)以内に行うものとする。

- (3) 落札者を決定した場合には、入札参加者に通知するとともに当該入札結果を公表する。
- (4) (1) により落札者を決定する場合において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格、最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

## 第7 無効入札に関する事項

この公告に示す競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札、事前公表した予定価格を超える金額で入札した者の入札、最低制限価格を下回る金額で入札した者の入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取消す。

又、この入札に関し談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定された場合（談合情報と落札予定者が一致している場合で、次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合）は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。

- (1) 落札予定金額又は落札率が入札結果と一致している場合
- (2) すべての入札参加者が入札結果と一致している場合
- (3) 入札結果の落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は工事費内訳書に不自然な事実がある場合
- (4) その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合

## 第8 支払い条件

- 1 前金払 有
- 2 中間前金払又は部分払

「中間前金払・部分払選択に係る届出書（様式第5号）」を提出すること。

## 第9 その他

- 1 当該工事の請負契約の締結は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する町議会の議決事項であり、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後、本契約となるものである。
- 2 申請書に虚偽の記載をした場合又は競争参加資格がないことを知ったうえで入札に参加した場合は、九重町指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- 3 町長は、開札後、落札決定をするまでの間に入札者が次のア、イ又はウのいずれかに該当した場合は、当該入札者の行った入札を無効にするものとする。この場合、町長は当該入札者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
  - ア 九重町指名停止要領に基づく指名停止を受けたとき。
  - イ 大分県指名停止要領に基づく指名停止を受けたとき。
  - ウ この公告に示す競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。

- 4 町長は、落札決定後、契約締結（仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、3のア、イ又はウのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うものとする。この場合、町長は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- 5 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- 6 競争参加資格がないと認められた者は、町長に対して、競争参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。
- 7 その他不明な点は九重町役場総務課まで照会のこと。

## 別紙

### 入札にあたっての注意事項

- 1 入札に際して、入札書記載金額に合致した工事費内訳書を提出すること。  
工事費内訳書の様式は「入札情報サービスシステム（P P I）」に添付している「内訳書様式」をダウンロードして作成し、電子入札システムにて提出すること。  
（ファイルは、PDF形式で保存されたものに限る。）  
なお、工事費内訳書を提出しない者のした入札は無効とする。
- 2 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
  - (1) 入札者としての資格のない者のした入札
  - (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
  - (3) 同一の入札について 2 以上の入札をした者の入札
  - (4) 同一の入札について 2 以上の入札者の代理人となった者のした入札
  - (5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
  - (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定しがたい入札
  - (7) 郵送による入札
  - (8) 電子入札にあっては、町長が指定する認証方法を用いない者のした入札
  - (9) 電子入札にあっては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到達した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
  - (10) 公告に示した競争参加資格のない者又は申請書に虚偽の記載をした者のした入札
  - (11) 事前公表した予定価格を超える金額又は最低制限価格を下回る金額で入札した者の入札
  - (12) 工事費内訳書の記載内容に不備（入札書記載金額と合致しない場合を含む。）がある者のした入札
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札者は入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。  
なお、辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

## 別紙

### 工事費内訳書の作成について

工事費内訳書の作成にあたっては、次の点に留意すること。

1 工事費内訳書の記載内容について

(1) 工事費内訳書は、添付している「工事費内訳書」様式にて提出すること。

2 無効入札として取り扱う基準について

(1) 工事費内訳書が次に掲げる事項に該当する場合は、落札候補者の入札を無効として取り扱うものとする。

- ① 工事費内訳書の全部又は一部が未提出の場合
- ② 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の工事価格が一致しない場合
- ③ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計欄に記載された金額の合計額と工事費内訳書の工事価格が一致しない場合
- ④ 値引き、減額の項目が計上されている場合（スクラップ控除等マイナス計上すべきものは除く）
- ⑤ その他重大な不備がある場合

3 ファイルの保存形式について

(1) 工事費内訳書を提出するファイルは、PDF形式で保存されたものに限る。

※ 原則として落札候補者の工事費内訳書のみを審査します。そのため、落札候補者以外の工事費内訳書については確認を行いません。入札結果で無効となっていないとあって、工事費内訳書に不備がないとは限りません。



(様式1)

(用紙A4)

平成30年 月 日

## 競争入札参加資格確認申請書

九重町長 日野康志 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

平成30年10月3日付けで公告のあった、平成30年度栗野橋橋梁補修工事に係る競争入札参加資格について確認されたく申請します。

なお、公告第2の1、4、5、6、7、8に掲げる資格要件を満たすことを誓約します。

### 記

項 目	内 容
対象工事に係る工事の種類についての、大分県による等級の格付け又は資格の認定状況	土木工事 A等級 特定建設業許可

## 誓 約 書

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないことについて、下記のとおり誓約します。

なお、町が必要な場合には、警察に照会することについて承諾するとともに、照会で確認された情報は、今後、私が九重町と行う他の契約における確認に利用することにも同意します。

### 記

私は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (4) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※町では、九重町暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請書に暴力団員等でない旨の誓約をお願いしています。誓約内容を確認の上、□にチェックマークを記入してください。

平成30年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
生 年 月 日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

※必ず代表者（委任者）印を押印すること。（省略不可）